

春秋会

ニュースレター

2020.6



大先輩インタビュー

第15期滝井朋子先生



1 「勉強を続けることよ」と、滝井朋子先生は私の目をまっすぐに見て仰いました。「そして、自分にしかできない仕事をするの。」

「弁護士は、誰にでもできるような仕事ばかりしていたりする。全て、大事な仕事ではあるけれどもね。」

「でも、誰でもできる仕事ばかりしていると、選ばれないわけです。これぞという仕事をしようと思ったら、選ぶ候補者はいくらでもいる、その中から選ばれなきゃならないの。」

少し言葉は異なるかもしれませんが、第15期、お話を伺っている私の57年上の大先輩の言葉でありました。

滝井先生の信念および生きてこられた仕事人生については、春秋会会報2010年4月号の、小橋り先生御手による秀逸なるインタビュー記事に生き生きと掲載されており、それを是非ともお読みいただきたいところですが、その記事の中で私がお聞きしたいと思ったのは、「法律家が立法作業に携わるという構想」と、「完成するまでは一人でやれば10年かかると思うけれども、どうしてもやっておきたいこと」についてでした。

2 法律家が立法に携わるべきだという構想について

滝井先生は、私に、一つの判例を見せてくださいました。先生の御専門分野である知的財産法の、特許法に関わる知財高裁平成30年9月10日第二部判決（審決取消請求事件）です。

ご存じのように、特許出願すると、査定→審判→審決取消訴訟（知財高裁）→最高裁と手続は進んでいくのですが、この判決で問題となっている手続の段階を簡単に説明すると以下ようになります。出願時に出願人が明細書に記載した範囲の中で権利が成立する、その権利になる前なら何度も明細書の補正ができる、権利が成り立たないときは拒絶査定がなされる、その拒絶には理由の通知が必要になる、拒絶査定には不服審判請求ができてそれと同時に補正もできる。そしてこの事案は、特許庁が出願人に対し、不服審判請求時の補正について改めて拒絶理由通知をすることなく、補正を却下して、不成立審判を下したことが、違法であると判断したものです。

詳細は省きますが、ぜひとも特許法の条文を一読してください。特許法（以下同じ）

159条2項で拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見し

2020.6.1

6月の予定

・6/8（月）

11時から13時

「ジョンカイ」zoomミーティング

主催者：黒田愛先生

・6/15（月）

11時半から13時

政策委員会主催 第1回意見交換会（web参加も可）

「大阪弁護士会女性理事者の割合を高めるポジティブ・アクション」って何？～それって、どんなふうにするの？～

報告者：中井洋恵先生

・6/18（木）

15時から17時半

若手会主催 破産研修

講師：浦寛幸先生

・6/24（木）

12時から

幹事会

6月号内容紹介 (P 2)

1 大先輩インタビュー記事

P 1～P 4

2 改正民法〇×クイズ

P 4～P 5

3 ウーバーイツ体験記

P 5～P 7

4 今月号の TeaBreak

動画紹介、P 7

た時には、拒絶理由の通知を必要と定める50条が準用され、50条但書を見ると、補正することができる17条の2の第1項にあたる場合で53条1項の補正の却下をする時は通知はいらないと書かれており、53条1項を見ると、17条の2の第5項2号（特許請求の減縮を目的とする補正）に違反する時は補正を却下すると書かれ、17条の2の第6項には、前記同条第5項2号の時には126条第7項を準用すると書かれてあり、そして126条第7項は、権利が認められた後、特許権者が権利の範囲の訂正審判を請求する時に、ちゃんと特許要件を充たすものにすべきという規定です。つまり辿っていくと、特許庁の判断通り、判例の事案のような補正の時には拒絶理由通知は不要と、条文上読めなくはないのですが、知財高裁は、これをひっくり返したというものです。

滝井先生は、私が上記内容をやっとなら理解したように見えた時分を見計らったうえで、「わけわからんでしょ。これ、手続きの段階が全く違う段階のものを準用するなど、読む人が理解しやすいようにという配慮が不足だから、こうなるわけですよ。補正は権利になる前の段階、訂正審判は権利が成立した後の条文でしょ。何を意味している規定か、理解してからでないと、条文の立て付けが理解できないのよ。出願しようとしている人にとって、出願の段階なのに、訂正審判を勉強しないとわからないでしょ。」「法律はもっと読む人にわかりやすくなければならないと、私は思うわけですよ。」

先生は、法律家、つまり、司法試験に合格し修習を終えた人間が法律を作ったならば、このような条文は作らない、条文の立て付けや、どういふことを実現したくて一つ一つの条文を置いたのかを、条文を読めばわかるように作るはずである、と仰いました。「法律家が立法に携わらなければならないのではないかというのが私の意見で、そうすれば法律がとても読みやすくなるのではないか、と言ったのですよ。」

3 10年の御計について

滝井先生は、法律家は立法時点から法律に携わらなくてはならないと、常に考えてこられたようです。前掲の春秋会報2010年4月号で、滝井先生はこう仰っておられました。「15期ですから昭和38年以来。もうちょっとで満47年ですか。いやー、やっぱり面白かった、今でもおもしろい。その上、どうしてもやっておきたいことがあります。完成するまでに一人でやれば10年近くかかるかな、と思うのですが。」

この記事が掲載されてから、今年の2020年5月でちょうど10年が経ちます。私はこの滝井先生の「どうしてもやっておきたいこと」について、お尋ねしました。そうすると、滝井先生は私に、ドイツの種苗法のコンメンタールにあたる、`Sortenschutzrecht`（邦題「品種保護法」）と、法律雑誌`GRUR`（「産業的権利保護と著作権法」）を見せてくださいました。

この`Sortenschutzrecht`コンメンタールの巻末には、有名なドイツの知財判例の索引が掲載されており、ドイツの連邦裁判所や下級裁判所、戦前の帝国裁判所の、重要な判決名、出典、関連する論文などが載っています。そして、その掲載文献は`GRUR`であることが多いのです。

Sortenschutzrecht と GRUR



先生は、この索引全てに番号を振ったうえで、一つ一つ`GRUR`などの掲載文献に当たって判旨を中心としてお読みになり、理論をまとめていらっしゃいました。そしてこれらドイツの法理論を参考にして、日本の種苗法をどう変えればよいか、構想を練ってこられた、これが10年来の御計でありました。

6月号内容紹介（P3）

1 大先輩インタビュー記事

このページでもあります。

P 1～P 4

2 改正民法〇×クイズ

テーマは消滅時効です。

P 4～P 5

3 ウーバーイーツ体験記

素敵な写真でお腹がすきます。

P 5～P 7

4 今月号の TeaBreak

関西弁の猫がいます。

動画紹介、P 7

「種苗法は、UPOV という条約に合わせているのだけれど、もっと法律的な体系になるべきだと思っていて、条文を組み立てて、種苗法はこうあるべきだということを言いたいと思って、勉強してきたのよ。」

私に説明してくださる先生の目は輝いていらっしゃいました。重ねて申しますが、57年上の大先輩の、目の輝きに私は圧倒されました。

4 先生のお仕事



滝井先生の執務室には、美しい絵画が何枚か飾ってあります。

その中の一枚に、画家古家新のご息女でもあり、画家小磯良平のご門弟でもあり、先生の大学の先輩でもいらっしゃった、画家の古家玲子氏が、滝井先生を描かれた絵画があります。

民法学者の林良平先生が、滝井先生の執務室を訪れた際に、この絵画をご覧になって、「こんな絵の前で仕事をするとは、心臓やなあ。」と仰ったとのこと、しかし、凜とした先生的美しさがあふれ出た絵画が飾られた執務室を、私もとても素敵だと思いました。

先生のお仕事の中で魅力があったことは、日弁連の知的財産センターで委員長を務められた2002年からの10年間であるそうです。

「私がとても魅力を感じていたのはね、日本の立法作業が全てそこでわかるのですよ。知財に関してはね。」

特許庁が立法する際に、審議会を開くことはもちろんのこと、法律家の意見を聞くため日弁連の委員会の意見を聞く、その過程で立法の情報が入ることに一番値打ちがあったと、先生は仰いました。

「それを勉強しているのだから、それを知らなければ意味が無いじゃない。法律ができて、雑誌に載ってから法律批評をするよりも、意味があると思うわ。今の情報が知りたかったの。今、日本の中心では何をしようとしているか、立法の現状、立法の行き先が、日弁連に居たら全てわかるんですよ。」

日弁連の委員をしていれば、その間、毎月リアルタイムで立法に関する膨大な資料が届けられる。それが欲しくて、現在は先生のお声がけで、大阪の知財委員にいてもその資料を拝見することができるようになっているそうです。

「本当はね、先にアンテナを張って、情報を収集して、先に勉強してから、意見を言うことができれば、最も有益だと思うの。」

また、先生は、裁判が最も好きだと仰いました。きちんと主張したら、きちんと認められる、そんな裁判はやはりやりがいがあり、楽しい、とのことでした。

5 その他のお話

どうやら、弁護士は書面を書くことを嫌がったら、失格らしいのです。

「書面必要でしょ？書面は率先して書かなきゃね。で、例えば、弁護士仲間でも何人かでやることがあるけれど、みんな面倒くさいから書面書きたくないんだけど、そこで率先して書くとかね。しかも書けばよいというものではなく、裁判所を説得しないと意味ないのだから。」
 そうして、書面を書き、実績を積み重ね、その実績を今度は仲間の弁護士が認めて、他の事件をする時に声をかけたり、紹介してくれたりする、そういうふうにして選ばれていかなければならない、とは冒頭でも触れた先生の御言葉です。

6月号内容紹介（P 4）

1 大先輩インタビュー記事

このページまでです。

P 1～P 4

2 改正民法○×クイズ

答えは全て……

P 4～P 5

3 ウーバーイーツ体験記

Uber さん、広告料を。

P 5～P 7

4 今月号の TeaBreak

踊ってもいるはずですよ。

動画紹介、P 7

「依頼者が、なるほど、こうやって先生は勝ってくれたのか、とかね。依頼者の紹介か、弁護士の紹介か、仕事はどっちかです。大勢の仕事を見て、その中から選ばなければ意味がありませんよ。」

論文を書くことも同じ理屈だと仰いました。「鉅脈を探す」とは前掲春秋会会報 2010 年 4 月号の中での言葉ですが、先生が若い頃、「滝井さん、これはやっぱり勉強して、名前を出さないといかん。」とボス弁に言われ、知財を専門にすることにし、雑誌へ寄稿して、その号で法律家書いた記事の中で一番面白いと言われ、次の号の声がかり、仕事が繋がっていったといいます。だから、事件が来ないと、原稿の依頼が来ないと、原理は同じこと、頼まれたら良いものを書く、そういうふうにして伸びていくのだと、教えられました。

6 最後に

先生は、ご自身のお母様が仕事をして経済的に自立したかった、そのお母様の思いを代わりに実現するために弁護士になられたこと、そのお母様が滝井先生のことについて、「一番困った時に、助けるために神様がよこしてくれたお使いかと思ったことがある」と、滝井先生のお子様を仰ったことがあること、若い頃、刑事事件でやくざの交通事故事件を扱い、組長の親分から感謝されて新地でごちそうになったこと、その他種々数々、お聞きしたことは山盛で、とてもこの枠内に書ききることができませんが、次も次も、と食い下がるしつこい私を温かい目で御覧になりながら、聞き手の身にあまるエピソードの数々を教えてくださいました。

語弊を恐れずに申し上げるならば、先生は、高貴で、清涼感のある方です。

それは、下の者を包み込むように上へと導く清涼感であり、一つの仕事を長年貫かれ、本当の意味で高みにたどり着かれた方が持つ、清涼感でした。

このような機会をいただけたことに、私は本当に感謝申し上げます。

（ライオン橋法律事務所 72 期 中西教子）

改正民法○×クイズ第 1 回

1 はじめに

今月号から、改正民法のクイズを始めます。

答えは、春秋会ホームページに掲載します。下のリンクをクリックしてください。

2 6月の問題

【テーマ 消滅時効】

- Q 1 職業別債権の短期消滅時効制度が廃止される結果、これらの規定に該当していた債権が時効で消滅するのは「権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき」に限られる。
- Q 2 改正民法の施行日後に発生した債権の消滅時効については、すべて改正後の規定が適用される。
- Q 3 施行日前に発生した交通事故（人身）の損害賠償請求権（709 条）の消滅時効には、改正法は適用されないから、時効期間（又は除斥期間）は損害および加害者を知った時から 3 年、不法行為時から 20 年である。
- Q 4 不法行為による損害賠償請求権の期間制限のうち、長期の 20 年については時効期間ではなく除斥期間だというのが従来の判例の立場であり、今回の改正でも、法律

6月号内容紹介 (P 5)

1 大先輩インタビュー記事

P 1～P 4

2 改正民法〇×クイズ

何問正解されたでしょうか。

P 4～P 5

3 ウーバーイーツ体験記

まさしく、今のページから！

P 5～P 7

4 今月号の TeaBreak

ずっと鑑賞できるとは限りません。

動画紹介、P 7

関係の速やかな確定のため、長期の20年は除斥期間であるという立場が踏襲された。

Q 5 債務者のもとに債権者から「〇〇の権利について協議しましょう。」というメールが届いたので、「話し合いただければ幸いです。」とメールで返答した。協議に応じるだけでは権利の承認に当たらないので、時効の完成猶予や更新の効果は生じない。

3 解答

<http://osaka-shunjiyu-kai.com/report/%E6%98%A5%E7%A7%8B%E4%BC%9A%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%AC%E3%82%BF%E3%83%BC-2020-6/>

(パスワード sjntnt)

(弁護士法人なにわ共同法律事務所 70期 根本俊太郎)

ウーバーイーツ体験記

5月21日、大阪では、新型コロナの緊急事態宣言が解除されました。この間、可能な限りステイホームを続けてきましたが、エンジョイホームの一環として今まで使ったことのなかった「ウーバーイーツ」を使ってみたので、ご報告させていただきます。

まず、何を注文できるのか。ウーバー初心者の私は、ネットで「ウーバーイーツ 大阪 人気」で検索したところ、谷町9丁目にある人気ラーメン店がヒット。自宅に居ながらあのラーメンが食べられるのかと一瞬にしてテンションが上がりました。早速注文しようとサイトにて住所を入力すると、「配達区域外」残念。。。そうですよね。お店と住所が離れていれば、ウーバーできません。

そうこうしているうちに、お腹も減ってきて、「早く注文して！」とのお上のお叱りも聞こえてきたので、早さが優先されることとなり「ウーバーイーツ 〇〇（自宅付近）」で検索。ウーバーイーツと提携している近所のファミレスがヒットしました。

サイトにはメニューが出ており、通常よりちょっと高めの値段設定がされています。ライス付きのメニューを注文しようとする、再び、「ご飯は自宅で炊くから！」とのお上のお声。おかずメニューだけを注文することになりました。

注文するには、初回なので、登録が必要になります。もっとも、氏名、スマホ電話番号、メールアドレスを入力するだけです。登録が完了します。

おかずメニューは、「トロけるお肉のビーフシチュー」1400円と「ベーコンチーズハンバーグ」1050円、コスト的には微妙な値段。サービス料245円、配送手数料150円込みで合計2845円の代引きで注文。

そうすると、パソコン画面に「到着予想 18時45分 遅くとも19時までには到着」との表示。注文したのが18時10分だったので、35分で届く予想。

パソコン画面上には地図画面が出ており、近所のファミレスと自宅が表示されています。現状も表示されており「レストランが注文を準備中」と出ていました。

6月号内容紹介 (P 6)

1 大先輩インタビュー記事

P 1～P 4

2 改正民法〇×クイズ

P 4～P 5

3 ウーバーイーツ体験記

臨場感です。

P 5～P 7

4 今月号の TeaBreak

おもしろ動画紹介、P 7

その後、「配達員がピックアップ中」となり、配達員の登録名とバイクのナンバーが表示されました。どうやらバイクで配達してくれる方が見つかったようです。

表示が「配達員が配達中」となり、配達員の現在地が地図上に表示されます。自宅付近は一方通行が多く、配達員、ちょっと迷う。

「18時45分に間に合うのか？」と見ていたところ、なんと「地図上の配達員のマークが、一方通行の道路を逆走してくるではありませんか。」道交法違反。

配達員が一方通行を逆走したこともあり、無事？配達予想時間の18時45分に自宅に到着。配達員の方はマスクを着用されていました。

2845円と引き換えにコンビニのビニール袋っぽい袋を渡される。



中を見ると、コンビニのトレイのような商品。



これで1400円と1050円。合計2845円。高いな。失敗したか。。。との第1印象。ウーバーから領収書メールが届いていました。

ありのままを報告するために盛り付けもそこに実食。。。。

2020年度 広報委員の紹介

委員長 中森俊久 (55期)
 有村とく子 (50期 昨年度委員長)
 山口昌之 (58期 担当副幹事長)
 浦寛幸 (59期 HP・新人歓迎会担当)
 広瀬元太郎 (60期 WEB化担当)
 木場晶子 (67期)
 加藤卓 (68期 写真担当)
 鮫島千遙 (68期)
 吉留慧 (68期)
 信吉将伍 (69期)
 高一成 (69期)
 根本俊太郎 (70期)
 佐久間ひろみ (71期)
 足立敦史 (71期)
 中西教子 (72期)
 才木晴幹 (72期)



「うまい！」「コンビニとは比較にならない。」「ビーフシチューのビーフがとろとろ！」
 お上も「おいしい！」

見た目のわるさから味へのハードルが下がっていたのかもしれませんが、ものは同じはずなのに、ファミレスで食べるよりもおいしく感じました。

配達員の道交法違反もあり、ウーバーイーツの配達員の労働者性にも思いをはせながらも、もう一度使ってみようと思えました。今回は、初回ということもあり、チャレンジしませんでしたし、クーポン等を使うこともなかったのですが、次回はもう少し吟味してウーバーしたいと思います。アフターコロナの生活の一環として、皆様もぜひ一度お試しください。

(弁護士法人阪南合同法律事務所 71期 足立敦史)

今月号の TeaBreak

おもしろ動画を2本、紹介いたします。
 毎日のお心のおなぐさめになれば・・・

① <https://www.youtube.com/watch?v=kB5KdOgmlHc>

② <https://www.youtube.com/watch?v=3GKp7qjshMo>

(広告とはばしてください。)

●春秋会ニュースレターに掲載する記事等を募集します！

掲載希望の記事や写真などありましたら、広報委員会宛

(t-nakamori@abenolaw.jp)にお送り下さい。

タイトル横の写真は、先月号に引き続き、加藤卓委員撮影のものです。
 この紫陽花は大阪城公園で撮影したものです。現在は、入場する際、名前と連絡先の記入やマスク着用が必要で、検温や手指消毒などが求められることもあるそうです。